

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人千葉昭雄の上告趣意は、原審において主張および判断を経ていない事項に関する憲法三八条違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年二月二一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	盛	一
裁判官	大	隅	健一郎
裁判官	藤	林	益三
裁判官	下	田	武三
裁判官	岸	上	康夫